

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

043	相模原都市計画土地区画整理事業しおだ土地区画整理事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
地象（湧水の保全）	<p>実施区域を含む周辺地域は、湧水の豊富な地域であり、これらの湧水は、せせらぎを形成し地域にうるおいを与える貴重な自然環境資源であるとともに、八瀬川等の流水を賄う重要な水質源でもある。しかし、近年その湧水量が減少している。このことは井戸の揚水量の増加及び道路の舗装等により不透水性の土地利用が広がり、地下水の涵養が妨げられていることが主な原因と考えられるので、本事業の実施にあたっては、貴重な資源である周辺の湧水を極力保全するために、地下水の涵養に配慮すること。</p>	<p>本事業の実施により、土地利用の形態が変化し、地下水涵養量の減少が考えられるので、道路歩道部や歩行者専用道路等における透水性舗装等の導入や相模原市の指導により義務付けられる宅地内の雨水浸透ますの設置により、貴重な資源である周囲の湧水を極力保全するため、地下水の涵養に配慮する。</p>
植物（斜面林の保全）	<p>実施区域の北東側に位置する斜面林は、生態系の維持、景観の保全など周囲の環境保全を図るうえで、重要な役割を有しているので、連続した斜面林を極力現況のまま保全、育成するよう配慮すること。また、実施区域の南西側に位置する斜面林は、近郊緑地保全区域に指定されており、保全が強く求められている。計画では、この斜面林のほとんどが実施区域外であることから、直接改変することはないとしているが、斜面林にほぼ接して区画道路の建設などの事業が予定されているので、斜面林と区画道路との間に、できるだけ幅広く緑地を確保するなど斜面林への影響を少なくする方策を検討すること。</p>	<p>北東側斜面林は、公共緑地として位置付け、相模原市に帰属するとともに、土地利用を制限するための地区計画を併せて定め、当該地区及び相模原市における貴重な「みどり」の資源である斜面緑地を将来にわたり保全していく。また、実施区域の南西側に位置する斜面林については、区画道路の道路線形を変更し、斜面林と区画道路が直接接することのないよう幅広く緑地を確保し、斜面林への影響をより少なくする。</p>
動物（ゲンジボタル等の生息に配慮した水辺環境作り）	<p>実施区域の北東に位置する天地社（神社）内の湧水は斜面林に沿って水路となり、重要種であるゲンジボタルの幼虫等が確認されていることから、湧水を活用したホタル等の生息に配慮した水辺環境作りを検討すること。</p>	<p>天地社の湧水の水路部分には、ゲンジボタルの幼虫等が確認されていることから、本事業においてもこの湧水を活用して、ホタル等の生息が可能となるよう、生息条件や習性を踏まえた護岸整備を計画する。</p>
景観（建築物の高さ）	<p>事業実施区域の位置する相模川の上流域には、河岸段丘を主体とする風景が続き、特に川沿いの斜面林は、河川景観の背景として重要な役割を担っており、将来にわたり保全が必要である。しかし、計画によれば、実施区域の一部において中高層建築物の建設が可能な土地利用を図るとしているため、高層の建築物の建設がみどりの視覚的分断や周囲との違和感を引き起こし、自然景観を主とする河川景観に影響を与えることも予想されるので、現状の河川景観に配慮するために必要とされる建築物の高さの上限を明らかにし、それを実現する方法について検討すること。</p>	<p>本事業は、道路・公園・下水道等の公共設備の整備改善及び利用促進を図ることを目的とする土地区画整理事業であり、上物である建築物の計画は、個々の地権者に委ねられるため、現段階では明確になっていないが、建築物の高さを含めて、良好な景観を損なわないよう、地区計画制度等を導入する。また、自然環境に恵まれた地区特性を生かし、環境と調和したうるおいのある快適なまちづくりを推進するため、とくに、自然的景観特性である斜面緑地の保全を重視する。</p> <p>さらに、相模原市都市デザイン基本構想において、本地区は重点地区として位置付けられているため、「ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業」の導入を計画するとともに、地区内に計画する大規模建築物等については、市において良好な環境が図られるよう計画的に誘導する。</p>